

答申の概要

諮問第 140 号 全庁特別調査関係者事情聴取記録の非開示決定に対する異議申立て

件 名	全庁特別調査関係者事情聴取記録の非開示決定に対する異議申立て
本件対象文書	全庁特別調査関係者事情聴取記録
非 開 示 理 由	条例第 11 条第 2 項（文書不存在）、第 35 条（適用除外）
実 施 機 関	知事（総務室）
諮 問 期 日	平成 17 年 2 月 15 日
主 な 論 点	検察庁に対して任意提出された文書は公文書開示の対象になるか。

審査会の結論

静岡県知事が非開示とした決定は、妥当である。

審査会の判断

1 本件文書の性質、内容について

本件文書は、平成 15 年度に総務部総務室（事務所運営費に係る全庁特別調査班）が行った全庁特別調査に際して、関係者から事情聴取した内容を記録した文書又は取得した文書である。

静岡地方検察庁は、平成 15 年 10 月 20 日に本件文書の任意提出を受け、押収目録を交付した。本件処分時においては、本件文書は還付されていない。

2 条例の適用除外について

条例第 35 条は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号）の規定が適用されないこととされた公文書については、この条例の規定は、適用しない。」と規定している。そして刑事訴訟法第 53 条の 2 は、「訴訟に関する書類及び押収物」については、情報公開法の規定は、適用しないと規定している。したがって、本件文書が「訴訟に関する書類及び押収物」に該当すれば、条例の規定は、適用されないことになる。

そこで、本件文書が「訴訟に関する書類及び押収物」に該当するかについて検討する。

押収とは、保全の目的で特定の物の占有を取得することであり、刑事訴訟法上、差押えと領置がある。差押えは、物の所有者、所持者又は保管者から強制的にその物の占有を取得する処分であり（刑事訴訟法第 99 条第 1 項、第 218 条第 1 項）、領置は、被疑者その他の者が遺留した物又は所有者、所持者若しくは保管者が任意に提出した物についてその占有を取得する処分である（刑事訴訟法第 101 条、第 221 条）。押収をした場合には、その目録を作り、所有者、所持者若しくは保管者又はこれらの者に代るべき者に、これを交付しなければならない（刑事訴訟法第 120 条、第 222 条第 1 項）。

本件文書は、静岡地方検察庁に対して任意に提出されたものであり、静岡地方検察庁から押収品目録が交付されている。したがって、本件文書は押収されたものであり、「訴訟に関する書類及び押収物」に該当する。

なお、異議申立人は、原本は返還されていなくても複製したものがあるはずであり、開示すべきであると主張している。しかし、仮に実施機関において写しが保管されていたとしても、写しは原本と同一の内容を有するものであるから、写しを開示すれば、原本を開示するのと同様に、適用除外の趣旨を没却することになる。したがって、写しも「訴訟に関する書類及び押収物」に該当する。

3 本件文書の公文書性について

本件文書が公文書であるかという点については、異議申立人と実施機関とで主張が対立しているが、2 で述べたように、本件文書が公文書であるか否かにかかわらず、条例第 35 条により条例の規定は適用されず、実施機関の非開示決定処分は妥当であるので、当審査会は、この点については審査しなかった。